

合格証書



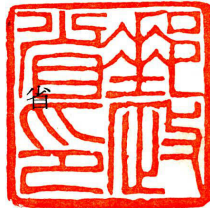
A第 1728号

貴殿は、次の無線従事者国家試験に合格したことを証する。

昭和40年5月24日

郵政省

1 資格 電話級アマチュア無線技士
2 試験期 40 4



備考

- この合格証書によつて、無線局の無線設備の操作に従事することはできない。
- 無線局の無線設備の操作に従事するには、合格の日から3箇月以内に免許を受けなければならない。
- 無線従事者の免許の申請を行なうときは、表記の地方電波監理局に申請書類を提出しなければならない。



左の者は、無線従事者国家試験及び免許規則により、左記資格の免許を与えたものであることを証明する。

昭和40年7月28日

資格 電話級
アマチュア無線技士
免許証の番号 APN 第1565号

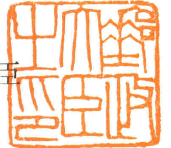
免許の年月日 昭和40年7月28日

本籍の都道府県名

氏名 小口哲司

年 月 日生

郵政大臣



電話級アマチュア無線技士免許 Telephone Class Amateur Radio Operator License

合格証書



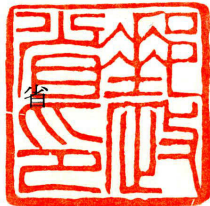
A第 329号

貴殿は、次の無線従事者国家試験に合格したことを証する。

昭和40年5月24日

郵政省

1 資格 電信級アマチュア無線技士
2 試験期 40 4



備考

- この合格証書によつて、無線局の無線設備の操作に従事することはできない。
- 無線局の無線設備の操作に従事するには、合格の日から3箇月以内に免許を受けなければならない。
- 無線従事者の免許の申請を行なうときは、表記の地方電波監理局に申請書類を提出しなければならない。



左の者は、無線従事者国家試験及び免許規則により、左記資格の免許を与えたものであることを証明する。

昭和40年7月28日

資格 電信級
アマチュア無線技士
免許証の番号 APL 第281号

免許の年月日 昭和40年7月28日

本籍の都道府県名

氏名 小口哲司

昭和 年 月 日生

郵政大臣



電信級アマチュア無線技士免許 Telegram Class Amateur Radio Operator License

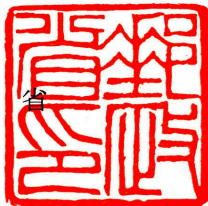
合格証書 A第 9号



貴殿は、次の無線従事者国家試験に合格したことを証する。

昭和 41年 11 月 29 日

郵 政



1 資格 第2級アマチュア無線技士

2 試験期 昭和 41年 11 月 29 日

備考

- この合格証書によって、無線局の無線設備の操作に従事することはできない。
- 無線局の無線設備の操作に従事するには、合格の日から3箇月以内に免許を受けなければならない。
- 無線従事者の免許の申請を行なうときは、表記の地方電波監理局に申請書類を提出しなければならない。

左の者は、無線従事者国家試験及び免許規則により、左記資格の免許を与えたものであることを証明する。

昭和 42年 1 月 18 日

資 格 第2級アマチュア無線技士

免許証の番号 AQI 第 291号

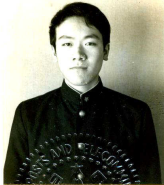
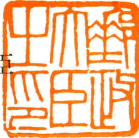
免許の年月日 昭和 42年 1 月 18 日

本籍の都道府県名

氏 名 小口 哲司

年 月 日生

郵政大臣

第2級アマチュア無線技士免許 Second Class Amateur Radio Operator License

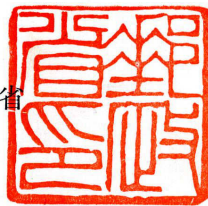
合格証書 A第 8号
小口 哲司



あなたは、次の無線従事者国家試験に合格したことを証します。

昭和 42年 11 月 30日

郵 政



1 資格 第1級アマチュア無線技士

2 施行月 昭和 42年 10 月

3 合格年月日 昭和 42年 11 月 30日

備考

- この合格証書によって、無線局の無線設備の操作に従事することはできません。
- 無線従事者の免許の申請は、合格の日から3箇月以内に行なわなければならない。
- 無線従事者の免許の申請を行なうときは、表記の地方電波監理局に申請書類を提出しなければならない。

左の者は、無線従事者国家試験及び免許規則により、左記資格の免許を与えたものであることを証明する。

昭和 42年 12 月 23 日

資 格 第1級アマチュア無線技士

免許証の番号 ARH 第 27号

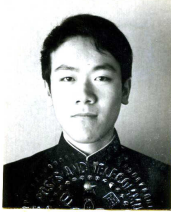
免許の年月日 昭和 42年 12 月 23 日

本籍の都道府県名

氏 名 小口 哲司

年 月 日生

郵政大臣




第1級アマチュア無線技士免許 First Class Amateur Radio Operator License